

合理的配慮について

令和 6 年 4 月 1 日からの「改正障害者差別解消法」の施行に伴い、学校等においても「合理的配慮」提供の義務化が適用となりました。

障がいのある学生の支援のため、過重な負担を伴わない範囲で、個々に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することです。本人との面談をふまえて、関係教職員との話し合いをした上で、可能な範囲での配慮内容を決定します。

上尾中央看護専門学校は、学生が、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合い、共に学ぶことができる学校として、学生支援に努めていきます。

申請につきましては、在校生は総務課、受験生は入試係まで お申し出ください。

上尾中央看護専門学校
総務課・入試係
TEL048-771-8551

参照：[合理的配慮に関するリーフレット（内閣府）](#)